

第14章 国民保護の概況

国民保護の普及推進

1. 国民保護の概要

平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称 国民保護法）が施行され、武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した際に、国、県、市町村など関係機関が相互に連携協力して、住民を守るため、各機関が国民の保護に関する計画を作成し、住民の避難や避難住民の救援など国民の保護に関する措置を行うこととされた。

2. 県国民保護計画等

県は、国民保護法及び国の定める基本指針に基づき、平成18年3月に県国民保護計画を作成した。さらに、平成18年度には、市町村において国民保護計画が、また、指定地方公共機関（県内17機関）でも、国民保護業務計画がそれぞれ作成された。

平成25年3月、平成26年5月及び平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されたこと等に伴い、平成26年11月、平成27年3月及び平成30年8月に県国民保護計画を一部変更した。

・富山県国民保護協議会

知事の諮問に応じ、国民保護に関する重要事項の審議を行う機関で、県の国民保護計画作成にあたっての審議を行う。（会長：知事 委員：69名）

3. 国民保護の普及推進

・国民保護フォーラム in 砺波市

- (1) 開催日時：令和2年12月12日（土）
- (2) 会場：砺波市文化会館多目的ホール
- (3) 参加人数：約80人

4. 国民保護訓練の実施

県では、大規模テロや武力攻撃事態における対処能力の向上を図るため、国や市町村、関係機関等と共同して、平成17年度から毎年事態想定を変えて、国民保護訓練を実施している。令和2年度は、国と共同で実動訓練を実施した。

・令和2年度富山県国民保護共同実動訓練

- (1) 実施日時：令和2年10月29日（木） 13:00～15:30
- (2) 訓練場所：県西部体育センター、柳瀬体育館、砺波市立砺波東部小学校、市立砺波総合病院
- (3) 事態想定：緊急対処事態（化学剤散布テロ、爆発物等所持による立てこもり）
- (4) 参加人数：約380人

（内閣官房、消防庁、陸上自衛隊（第14普通科連隊、第10特殊武器防護隊、第382施設中隊）、海上自衛隊（舞鶴地方総監部）、航空自衛隊（第6航空団）、自衛隊富山地方協力本部、海上保安庁伏木海上保安部、総務省北陸総合通信局、国土地理院北陸地方測量部、富山県、富山県防災航空センター、富山県ドクターヘリ、富山県心の健康センター、富山県警察、砺波市、砺波救急医療・消防連携協議会（市立砺波総合病院、国立病院機構北陸病院、公立学校共済組合北陸中央病院、南砺市民病院、公立南砺中央病院）、県西部消防指令センター、砺波地域消防組合消防本部、富山市消防局、高岡市消防本部、日本赤十字社富山県支部、富山県立中央病院、富山市民病院、富山赤十字病院、厚生連高岡病院、高岡市民病院、加越能バス株式会社、富

山県西部体育センター、砺波市立砺波東部小学校、砺波市立東部保育所、柳瀬地区自治振興会)

- (5) 内容：国、県、市及び消防機関等の関係機関が、実際に保有する装備資機材を活用し、初動対応や被災者の救出・救護、住民避難などの訓練を実地に行い、関係機関相互の機能確認や連携強化など、国民保護に係る対処能力の向上を図った。